

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年規則第136号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定調達契約に係る一般競争入札の公告等)</p> <p>第6条 特定調達契約に係る契約規則第8条第1項の規定による公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日の前日から起算して40日（一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、<u>最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合にあっては、24日</u>）前までに、横浜市報で行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を10日前までに短縮することができる。</p>	<p>(特定調達契約に係る一般競争入札の公告等)</p> <p>第6条 特定調達契約に係る契約規則第8条第1項の規定による公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日（以下「<u>入札期間末日</u>」という。）の前日から起算して40日前までに、横浜市報で行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を10日前までに短縮することができる。</p> <p>2 <u>市長は、前項前段の規定にかかわらず、一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合においては、同項前段に規定する期間を入札期間末日の前日から起算して24日前までに短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する期間を、次に掲げる要件のうち、いずれか1に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して35日前まで、いずれか2に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して30日前まで、いずれにも該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して25日前までにそれぞれ短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>第1項前段の公告を電子情報処理組織を使用して行うとき。</u></p>

2 市長は、特定調達契約に係る一般競争入札については、契約規則第8条第2項（第1号及び第5号（入札保証金に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事項のほか、特例政令第6条に掲げる事項を公告するものとする。

3 市長は、前項の公告において、当該公告に係る契約に関する事務を担当する部課の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語で記述するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 事務を担当する部課の名称

4 特例政令第7条第1項の規定による公示は、横浜市報で公告することにより行う。この場合においては、当該公告に係る指名競争入札に

(2) 第1項前段の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して特例政令第8条の規定による交付を行うとき。

(3) 入札書を電子情報処理組織を使用して受領するとき。

4 市長は、第1項前段、第2項及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務の調達のため締結される特定調達契約に係る一般競争入札については、第1項前段に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。

(1) 前項第1号及び第2号に該当するとき 入札期間末日の前日から起算して13日前まで

(2) 前項各号のいずれにも該当するとき 入札期間末日の前日から起算して10日前まで

5 市長は、特定調達契約に係る一般競争入札については、契約規則第8条第2項（第1号及び第5号（入札保証金に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事項のほか、特例政令第6条に掲げる事項を公告するものとする。

6 市長は、前項の公告において、当該公告に係る契約に関する事務を担当する部課の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語で記述するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 事務を担当する部課の名称

7 特例政令第7条第1項の規定による公示は、横浜市報で公告することにより行う。この場合においては、当該公告に係る指名競争入札に

において指名されるために必要な要件についても公告するものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の公告について準用する。

(指名の通知)

第7条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知の時期については、前条第1項の規定を準用する。

(競争入札の公告後における競争入札参加資格審査申請等)

第8条 市長は、第6条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告をした場合において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が契約規則第6条(契約規則第22条の2において準用する場合を含む。)の規定による申請をしたときは、速やかに、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。

2 市長は、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札の開札日時までに前項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから、第6条第4項の規定により公告した要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、特例政令第7条第2項に掲げる事項を通知するものとする。

4 第1項に規定する申請をした者は、開札の時点において一般競争入札に参加する者に必要な資格を有していること又は指名されているこ

において指名されるために必要な要件についても公告するものとする。

8 第1項から第6項までの規定は、前項の公告について準用する。

(指名の通知)

第7条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知の時期については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

(競争入札の公告後における競争入札参加資格審査申請等)

第8条 市長は、第6条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公告をした場合において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が契約規則第6条(契約規則第22条の2において準用する場合を含む。)の規定による申請をしたときは、速やかに、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。

2 市長は、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札の開札日時までに前項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから、第6条第7項の規定により公告した要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、特例政令第7条第2項に掲げる事項を通知するものとする。

4 第1項に規定する申請をした者は、開札の時点において一般競争入札に参加する者に必要な資格を有していること又は指名されているこ

とを条件として、同項の規定による審査の終了前に当該一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる。

(落札者等の公告)

第13条 特例政令第12条の規定による公示は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、横浜市報で公告することにより行う。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札を行ったときは第6条第1項の規定による公告を、指名競争入札を行ったときは同条第4項の規定による公告をした日
- (8) 随意契約を締結したときは、その理由
- (9) その他市長が必要と認める事項

とを条件として、同項の規定による審査の終了前に当該一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる。

(落札者等の公告)

第13条 特例政令第12条の規定による公示は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、横浜市報で公告することにより行う。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札を行ったときは第6条第1項の規定による公告を、指名競争入札を行ったときは同条第7項の規定による公告をした日
- (8) 随意契約を締結したときは、その理由
- (9) その他市長が必要と認める事項